

確定給付企業年金実務基準

表題・目次

【変更前】

[平成29年1月改訂]

目次

確定給付企業年金実務基準総則	3
確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準	5
〔用語の略称等〕	6
第1章 基礎率	7
第2章 財政方式	10
第3章 掛金	12
第4章 財政検証	27
第5章 財政計算	50
第6章 その他の事項	53
第7章 年金数理人の確認	61
第8章 様式(「簡易な基準」を除く)	62
第9章 簡易な基準	76
第10章 「簡易な基準」の様式	78
補足事項 財政悪化リスク相当額	90

【変更後】

[平成29年2月改訂]

目次

確定給付企業年金実務基準総則	3
確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準	5
〔用語の略称等〕	6
第1章 基礎率	7
第2章 財政方式	10
第3章 掛金	12
第4章 財政検証	27
第5章 財政計算	<u>54</u>
第6章 その他の事項	<u>57</u>
第7章 年金数理人の確認	<u>65</u>
第8章 様式(「簡易な基準」を除く)	<u>66</u>
第9章 簡易な基準	<u>80</u>
第10章 「簡易な基準」の様式	<u>82</u>
補足事項 財政悪化リスク相当額	<u>93</u>
<u>付録 平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例</u>	<u>97</u>

【変更理由】

平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正後の財政決算、財政再計算に係る数値例を掲載するもの

【新設】

<p>【付録】数値例</p>	<p>○平成 29 年 1 月 1 日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正後の財政決算、財政再計算に係る数値例について</p> <p>■数値例に係る補足</p> <ul style="list-style-type: none">平成 29 年 1 月 1 日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正後の財政運営を「新基準」、改正前の財政運営を「旧基準」という。規則第 46 条の 2 第 1 項第 1 号に定める「リスク対応額」の上限を「上限リスク対応額」という。数値例は、次のⅠ～Ⅲの 3 パターンから構成されている。また、各パターンに対して、複数のケースを設定している。 <p>数値例Ⅰ 新基準へ移行する際の財政再計算</p> <ul style="list-style-type: none">ケース① 別途積立金を取り崩す場合ケース② 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合ケース③ 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合 <p>数値例Ⅱ 新基準移行後の財政決算</p> <ul style="list-style-type: none">ケース① リスク対応掛金を拠出しない場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例ケース② リスク対応掛金を拠出する場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例ケース③ リスク対応掛金を拠出しない場合で、不足金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例 <p>数値例Ⅲ 新基準移行後の財政再計算</p> <ul style="list-style-type: none">ケース① 別途積立金を取り崩す場合ケース② 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合ケース③ 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合ケース④ 財政再計算に伴い数理債務が増加する場合 <p>■一般的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none">リスク対応掛金額の算定に用いる積立金の額は、別途積立金の額の全部または一部を留保して算定することができない。様式 C 7-イの「5. 数理債務及び責任準備金」における「うち、別途積立金として留保する額」は、前年度剰余金の処分、前年度不足金の処理、期中の別途積立金の積増しおよび取崩しを行った後の別途積立金となる。	<ul style="list-style-type: none">特別掛金の算定に用いる積立金の額に係る取扱いと異なる点に留意すること。当年度剰余金の処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額であることに留意すること。

数値例Ⅰ-① 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
【別途積立金を取り崩す場合】

財政再計算前

財政再計算の過程

財政再計算前のイメージ
(旧基準による財政決算)

特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 400	
	別途積立金 100

通常予測給付現価 800	標準掛金収入現価 400
	数理債務 400

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

積立金 400	数理債務 400
------------	-------------

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・財政再計算前の別途積立金(旧基準の別途積立金)を取り崩すことができる

■特別掛金の算定

① 積立金	400
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	0
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	0
⑥ 特別掛金収入現価	0

リスク対応掛金算定時のイメージ

上限リスク対応額 300	財政悪化リスク相当額 300
積立金 400	数理債務 400

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	0
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	0
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	300

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
積立金 400	数理債務 400

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	0
③ 特別掛金収入現価	0
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

数値例Ⅰ-② 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ
 (旧基準による財政決算)

特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 400	
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
 リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 800	標準掛金収入現価 400
	数理債務 400

過去勤務債務の額 100	数理債務 400
積立金 400	
	別途積立金 100

上限リスク対応額 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 400	数理債務 400

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	数理債務 400
積立金 400	
	別途積立金 100

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	100
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	300

・財政再計算前の別途積立金(旧基準の別途積立金)を留保することができる

■特別掛金の算定

① 積立金	400
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 特別掛金収入現価	100

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	100
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	200

数値例Ⅰ-③ 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ
 (旧基準による財政決算)

特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 400	
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
 リスク対応掛金を抛出する場合

通常予測給付現価 800	標準掛金収入現価 400
	数理債務 400

過去勤務債務の額 200	数理債務 400
積立金 400	
	別途積立金 200

上限リスク対応額 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	
積立金 400	数理債務 400

追加抛出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 200	数理債務 400
積立金 400	
	別途積立金 200

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	200
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加抛出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	200

■特別掛金の算定

① 積立金	400
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額	200
⑦ 今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額(⑤-⑥)	-100
⑧ 負の過去勤務債務に係る別途積立金積増金(⑦×(-1))	100
⑨ (財政再計算後の)別途積立金(③+⑧)	200
⑩ 過去勤務債務の額(④-(①-⑨))	200
⑪ 特別掛金収入現価	200

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	100

数値例Ⅱ-① 新基準移行後の財政決算の例示
【リスク対応掛金を拠出しない場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 400	

前年度の財政決算

特別掛金収入現価 100	財政悪化リスク相当額 300
積立金 700	
	数理債務 400
	別途積立金 100

⇒
積立金：+300
数理債務：▲100

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 400
	別途積立金 100

⇒
積立金：▲200

■責任準備金の算定

①	積立金	700
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	0
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	600

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	100

・差益(400)が発生したが、財政均衡状態を上回る部分(100)のみが、当年度剰余金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	400
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である
※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	100
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	200
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	400

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	0
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	100

・差損(200)が発生しているが、財政均衡状態であるため、当年度不足金は計上されず、前年度の別途積立金が計上され続ける

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	200
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である
※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

数値例Ⅱ-② 新基準移行後の財政決算の例示
【リスク対応掛金を拠出する場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出している場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	
積立金 400	数理債務 500

⇒
積立金：+300
数理債務：▲100

前年度の財政決算

リスク対応掛金収入現価 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 700	数理債務 400
	別途積立金 200

⇒
積立金：▲200

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 400
	別途積立金 200

■責任準備金の算定

①	積立金	700
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	100
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	0
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	500

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	200
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	200

・差益(400)が発生したが、財政均衡状態を上回る部分(200)のみが、当年度剰余金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	500
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である
 ※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	200
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	100
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	200
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	300

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	0
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	200

・差損(200)が発生したが、財政均衡状態であるため、当年度不足金は計上されず、前年度の別途積立金が計上され続ける

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	300
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である
 ※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

数値例Ⅱ-③ 新基準移行後の財政決算の例示
 【リスク対応掛金を拠出しない場合で、不足金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 400	

前年度の財政決算

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 300	
繰越不足金 100	

⇒
積立金：▲100

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 400

⇒
積立金：+200
数理債務：▲100

■責任準備金の算定

①	積立金	300
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	500
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	300
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	400

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	-100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	-100

・差損(100)が発生し、財政均衡状態を下回る部分(100)が、当年度不足金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	0
---	-----------------	---

※リスク充足額は、下限が0である
 ※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	100
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	100
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	500

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	0

・差益(300)が発生したが、財政均衡状態であるため、繰越不足金を解消するのみで、別途積立金は計上されない

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	200
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である
 ※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

数値例Ⅲ-① 新基準移行後の財政再計算の例示
【別途積立金を取り崩す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 400
	数理債務 500

積立金 500	数理債務 500
------------	-------------

上限リスク対応額 200	財政悪化リスク相当額 200
積立金 500	数理債務 500

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 200
リスク対応掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 500	

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

①	積立金	500
②	別途積立金	0
③	特別掛金収入現価	0
④	リスク対応掛金収入現価	100
⑤	数理債務	500
⑥	財政悪化リスク相当額	200
⑦	追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧	責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	500

・財政再計算前の別途積立金を取崩すことができる

■特別掛金の算定

①	積立金	500
②	(財政再計算前の)別途積立金	100
③	別途積立金として留保する額	0
④	数理債務	500
⑤	計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	0
⑥	特別掛金収入現価	0

■上限リスク対応額の算定

①	積立金	500
②	特別掛金収入現価	0
③	数理債務	500
④	対応前リスク充足額(①+②-③)	0
⑤	財政悪化リスク相当額	200
⑥	上限リスク対応額(⑤-④)	200

数値例Ⅲ-② 新基準移行後の財政再計算の例示
【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	
積立金 500	数理債務 500
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 400
	数理債務 500
	別途積立金 100

過去勤務債務の額 100	数理債務 500
積立金 500	別途積立金 100

上限リスク対応額 100	財政悪化リスク相当額 200
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 500
	別途積立金 100

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 200
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 500	別途積立金 100

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	500
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	100
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 特別掛金収入現価	100

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	100
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	100

数値例Ⅲ-③ 新基準移行後の財政再計算の例示
【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合】

財政再計算前

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

財政再計算前のイメージ
 リスク対応掛金を拠出していない場合

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ
 上限リスク対応額が0であり
 リスク対応掛金を拠出することはできない

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 400
	数理債務 500

過去勤務債務の額 200	数理債務 500
積立金 500	

特別掛金収入現価 200	財政悪化リスク相当額 200
積立金 500	数理債務 500

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 200
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	500
② 別途積立金	200
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	0
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	300

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額	200
⑦ 今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額(⑤-⑥)	-100
⑧ 負の過去勤務債務に係る別途積立金積増金(⑦×(-1))	100
⑨ (財政再計算後の)別途積立金(③+⑧)	200
⑩ 過去勤務債務の額(④-(①-⑨))	200
⑪ 特別掛金収入現価	200

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	0

数値例Ⅲ-④ 新基準移行後の財政再計算の例示
【財政再計算に伴い数理債務が増加する場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 300
	数理債務 600

過去勤務債務の額 200	数理債務 600
積立金 500	
	別途積立金 100

上限リスク対応額 100	財政悪化リスク相当額 200
特別掛金収入現価 200	数理債務 600
積立金 500	

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 200
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 200	数理債務 600
積立金 500	
	別途積立金 100

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	500
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	600
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	600
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	200
⑥ 特別掛金収入現価	200

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	600
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	100

※旧基準では、財政再計算前の状態(財政決算における当年度剰余金を処分した状態)で、別途積立が200となる。このため、特別掛金を算定する際の積立金を300(=積立金(500)-別途積立金(200))とし、過去勤務債務の額を300とすることができる。新基準においては、財政再計算前の状態で、別途積立金が100となるため、過去勤務債務の額を300とすることができない。